

個別規程 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M

令和6年6月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M には、別途当社が定める品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

第2条(最低利用期間)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M 契約」といいます。)における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。

2 契約者が IIJ プライベートバックボーンサービスの相互接続先に Microsoft が提供する Microsoft Azure ExpressRoute Microsoft Peering を指定した場合(以下「マイクロソフト接続」といいます。)にあつては、前項に定める最低利用期間の他に、1ヶ月のマイクロソフト接続最低利用期間が設定されるものとします。マイクロソフト接続最低利用期間の起算日は、マイクロソフト接続に係る料金の起算日として当社が指定する日とします。

第3条(利用資格)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M を利用するには、Microsoft が提供する Microsoft Azure ExpressRoute(以下この個別規定において、「Microsoft Azure ExpressRoute」といいます。)の契約者である必要があります。

第4条(利用条件)

契約者は、Microsoft が定める提供条件に従うものとします。

2 契約者は IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の対象とする Microsoft Azure ExpressRoute の設定
- (2) 前号の他当社が個別に指定するもの

3 契約者は、IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の提供に必要な Microsoft Azure ExpressRoute の情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。

4 第 2 項及び前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

5 Microsoft Azure ExpressRoute に関する質問その他のサポートは、契約者と Microsoft との間で直接行われるものであり、当社が当該サポートを行うことはできません。

第 5 条(契約の単位)

当社は、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の場合にあっては、一の Microsoft Azure ExpressRoute 毎に一の IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M 契約を締結します。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、品目について、IIJクラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の契約内容の変更を請求できるものとします。

第 7 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M には、次のオプションサービスがあります。

(1) スタティック NAT オプション

Microsoft Peering から当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスへのルーティングにおいて静的 NAT 機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基き提供するもの

3 スタティック NAT オプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、スタティック NAT オプションの課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 8 条(品質保証)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M においては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

- (1) 可用性
- (2) 障害通知

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 9 条(サービスの廃止)

当社は、Microsoft が Microsoft Azure ExpressRoute の提供を終了した場合、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M を廃止します。

第 10 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 11 条(料金)

契約者が、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条(最低利用期間内調定)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 13 条(品質保証違背時の減額)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M において、第 8 条(品質保証)に定めるところにより、基本サービスの月額費用の額をその限度額として、IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 14 条(保証の限定)

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M は、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 15 条(技術的事項)

IIJ クラウドエクステンジサービス/タイプ M における技術的事項は、別紙 4 のとおりとします。

附則

平成 26 年 11 月 1 日施行

この契約約款は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

平成 27 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

平成 27 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

平成 27 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

平成 28 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 28 年 3 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した ADFS 連携オプションに係る IIJ クラウドエクステンジサービス/タイプ M 契約は、スタティック NAT オプションに係る IIJ クラウドエクステンジサービス/タイプ M 契約として有効に存続するものとします。

平成 28 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

2 平成 30 年 1 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M 契約は、平成 30 年 2 月 1 日以降も別途当社が指定する日まで従前の契約約款が適用されるものとし
ます。

平成 30 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

平成 31 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

令和 3 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

令和 6 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 6 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M における品質保証 [第 8 条関係]

1 可用性

(1) 保証基準

当社のネットワークセンタに設置されている現用系ルータ及び予備系ルータのいずれか一方と、別紙 4 に定める責任分界点のいずれか一方との間において、常にインターネットプロトコルによる相互通信が利用可能であること。ただし、当社が契約者に対し、一般規程第 24 条(利用の中止)第 2 項に定める IIJ インターネットサービスの提供の中止を通知した場合を除きます。

(2) 品質保証違背時の減額

1 回の利用不能時間につき、以下のとおりの金額について減額を行うものとする。

時間	金額
30 分超 60 分以内	基本料金(月額)の 90 分の 1
60 分超 12 時間以内	基本料金(月額)の 30 分の 1
12 時間超 24 時間以内	基本料金(月額)の 10 分の 1

24 時間超 3 日以内	基本料金(月額)の 5 分の 1
3 日超 7 日以内	基本料金(月額)の 3 分の 1
7 日超 14 日以内	基本料金(月額)の 2 分の 1
14 日超	基本料金(月額)の全額

2 障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害時連絡先に障害の通知を行うこと。

(2) 品質保証違背時の減額

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

別紙 2 IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M における料金等 [第 11 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

スタティック NAT オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

スタティック NAT オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

第 6 条(契約内容の変更)に定める契約内容の変更にあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

1 第 12 条第 1 項関係

第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2. 月額費用(マイクロソフト接続の最低利用期間内である場合には、マイクロソフト接続に係る料金分のみとします。)に定める金額

2 第 12 条第 2 項関係

第 7 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 技術的事項 [第 15 条関係]

IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M における責任分界点は、当社通信機器と Microsoft Azure ExpressRoute の相互接続点との接続点とします。